

みどりと歴史の いきいき文化創造都市・結城

YUKI

第4次 結城市総合計画

後期基本計画

2006 ▶ 2010



表紙デザイン：  は輝く太陽、輝く結城を、  は美しい水の流れを、  は豊かな緑を表現しています。

ごあいさつ



国，地方共に厳しい行財政状況の中，地方自治体は分権型社会に対応した新たな自治体運営が求められています。

本市におきましては，平成22年を目標年次とし，将来都市像を「みどりと歴史のいきいき文化創造都市・結城」と定めた，第4次結城市総合計画に基づき各種施策を推進しておりますが，平成17年度で前期の5年計画が終了となることから，この度，平成18年度から平成22年度を計画期間とする，第4次結城市総合計画後期基本計画を策定いたしました。

前期5年を振り返りますと，景気低迷，少子高齢化に加え，三位一体の改革等による財政事情の激変，さらに平成の大合併により地方の枠組みが変わるなど，本市を取巻く環境は大きく変化しており，その影響は本市行財政の抜本の見直しを迫るものであり，今後もこの傾向は続くものと予想されます。

このような厳しい状況の中，「輝く結城の実現」を目指し，社会の変化に対応し，市民のニーズに的確にこたえていくために，ハードからソフトへの政策転換を図るとともに，分かりやすい計画の策定，市民に支持される計画，自立する都市の実現，市民と行政との信頼関係がつくる協働の5点を基本姿勢として，計画を策定いたしました。

その中でも，市民をまちづくりのパートナーとして，共に考え共に行動する“協働”を今後の市政運営の重点施策として位置づけ，推進体制の整備を図ってまいりますので，市民の皆さま方におかれましては，なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり，ご審議をいただきました「総合計画審議会」の皆さま，貴重なご意見やご提言をいただきました「市民まちづくり委員会」の皆さまをはじめ，関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成18年3月

結城市長 小西 栄 造

結城市民憲章

(昭和五五年二月一日制定)

結城市は

筑波・日光の二つの山なみを見はるかし

鬼怒の流れ清らかな 美しい自然と

ゆたかな歴史 伝統に恵まれたまちです

このふるさとの誇りを思い

さらに伸びゆく

すみよいまちづくりへの願いをこめて

ここに市民憲章を定めます

一、たがいに信じあい 助けあう

あかるいまちを つくりましょう

一、からだをきたえ 仕事にはげむ

生きがいあるまちを つくりましょう

一、教育をおこし 文化をのばす

かおりたかいまちを つくりましょう

一、自然を愛し 水とみどりに澄む

うつくしいまちを つくりましょう

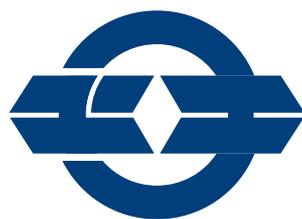
一、伝統を生かし 未来をひらく

ゆたかなまちを つくりましょう



市の木 [桑]

結城市伝統の結城紬・蚕糸業に深い関係がある桑は、市内に昔から多く植培され、「結城のまち」にふさわしい木です。桑は春の新芽の吹く頃、まばゆいばかりの新緑の美しさを見せます。



市章

「ユーキ（結城）」の端的な表現で、円にしたのは市政の円滑と市民の和を意味し、外側への剣先は、市民の向上と外部への飛躍発展性を表したもので、結城市の発展を象徴しています。



市の花 [ユリ]

ユリは純日本的な花です。そして、その清楚さは「紬の里」結城のまちに日本美の独特の風情を織り込み、花姿の謙虚さは結城市を象徴しているかのようです。



第1部 総論	1
第1章 後期基本計画策定の趣旨	3
第2章 計画の構成と期間	4
第1節 結城市総合計画の構成	4
第2節 計画の期間	4
第3章 後期基本計画の基本的な考え方	5
第1節 計画策定にあたっての基本姿勢	5
第2節 新たな市政運営の方向性	6
第3節 基本計画の構成	7
第2部 基本構想	9
第1章 構想の基本姿勢	11
第2章 都市づくりの目標	12
第1節 将来像	12
第2節 将来指標	13
第3節 都市空間整備構想	14
第3章 将来像実現のための5つの柱	17
第3部 基本計画	21
第1章 明日を拓く豊かな市民文化と人づくり（教育・文化）	23
① 地域に根ざした学校教育の充実（学校教育）	24
② とともに学び、ふれあう家庭・地域教育の充実（家庭・地域教育）	26
③ だれもが楽しく学べる環境づくり（生涯学習）	28
④ 生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の推進（スポーツ・レクリエーション）	30
⑤ 個性豊かな結城文化の創造（芸術・文化）	32
⑥ 国際交流・都市間交流の推進（国際交流・都市間交流）	34
第2章 とともに生きる健やかな福祉社会づくり（健康・福祉）	37
① 生涯にわたる健康づくり（健康・医療）	38
② 心かよう地域福祉づくり（地域福祉）	40
③ 安心して子育てのできる環境づくり（児童福祉）	42
④ 生きがいをもって生活できる福祉環境づくり（高齢者福祉）	44



⑤ 自立した暮らしのできる地域づくり（障害者（児）福祉）	46
⑥ 安定した生活のできる体制づくり（母子・父子福祉，低所得者福祉）	48
第3章 美しいゆとりある快適環境と景観づくり（環境・都市基盤）	51
① 人と自然が融合する地域づくり（環境保全）	52
② 秩序ある土地利用の推進（都市計画）	54
③ 活発な生活・都市活動を支える交通網の整備（道路・公共交通）	56
④ 高度情報化による総合的なコミュニケーション網の形成（情報通信基盤）	58
⑤ ゆとりある住環境の整備（住環境）	60
⑥ 快適な生活環境の創造（上水道・下水道）	62
⑦ 安全な都市づくりの推進（防災・防犯）	64
第4章 豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり（産業）	67
① 美しい田園を育む交流型農業の振興（農業）	68
② 環境と調和した活力をつくる工業の振興（工業）	70
③ にぎわいのある商業の振興（商業）	72
④ 魅力ある豊かな郷土づくり（観光・伝統産業）	74
第5章 市民の誇りとなる対話と協調の都市づくり（自治・都市づくり）	77
① 市民参加型社会の創造（市民参加）	78
② 市民意識がいきづく地域コミュニティの育成（コミュニティ）	80
③ ボランティア社会の形成（ボランティア）	82
④ 男女共同参画社会の形成（男女共同参画）	84
⑤ 合理的な行政体制の確立（行政運営）	86
⑥ 効率的な財政運営（財政運営）	88
資料編	
1. 第4次結城市総合計画後期基本計画策定の経緯	93
2. 市民5,000人アンケート調査結果概要	95
3. 第4次結城市総合計画後期基本計画審議会	100
4. 市民まちづくり委員会	104
5. 結城市総合計画策定委員会・同ワーキングチーム	108
6. 第4次結城市総合計画後期基本計画策定事務局	110

第1部

総論

- 第1章 後期基本計画策定の趣旨
- 第2章 計画の構成と期間
- 第3章 後期基本計画の基本的な考え方







第1章

後期基本計画策定の趣旨

本市では、平成13年に、地域の実情を踏まえた独自性のある施策を展開するという観点から、次代に向けた着実な市の発展と豊かな市民生活の実現を目指し、「第4次結城市総合計画」（基本構想及び前期基本計画）を策定しました。

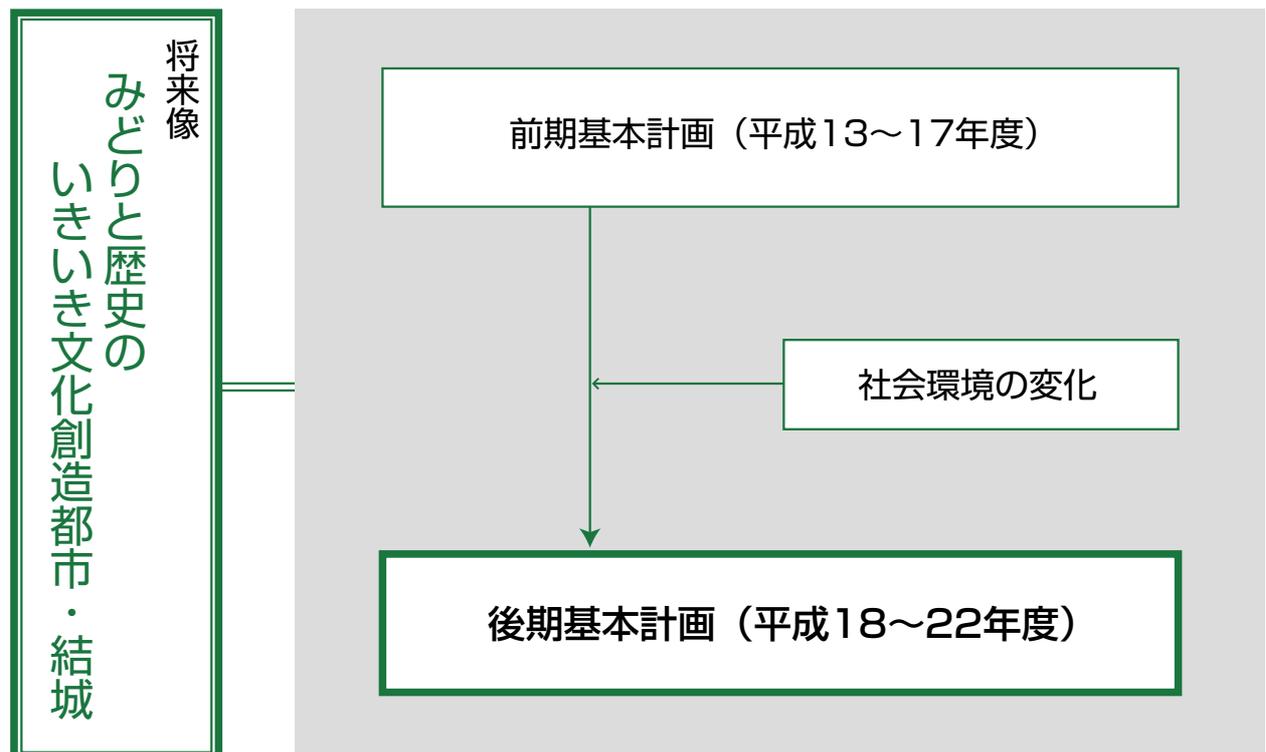
ここでは、将来構想の基本姿勢（第2部第1章を参照）として、

- ① 「らしさ」づくり
- ② 「豊かさ」づくり
- ③ 「自主・自助」の都市づくり

の3点を定め、平成22年における結城市の将来像「みどりと歴史のいきいき文化創造都市・結城」を掲げ、その実現に向けて前半5年間（平成13～17年度）の前期基本計画を策定し、各種施策を展開してきました。

この間、予想を上回る少子高齢化の進行や、環境問題の深刻化、市町村合併に代表される地方分権の推進と広域化、三位一体の改革、市民意識の多様化と市民活動の活発化等、結城市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

前期基本計画が平成17年度で終了することから、こうした社会環境の変化を踏まえて、平成18年度から始まる後期の基本計画を策定するものです。



第2章

計画の構成と期間

第1節 結城市総合計画の構成

第4次結城市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

新しい時代の潮流や広域的な動向、地域特性を踏まえて、21世紀における結城市の姿を明らかにするとともに、その実現のための施策の大綱を定めるもので、目標年次は、平成22年度（10ヵ年）とします。

本計画は、平成13年に定められた基本構想に基づくものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するために、部門別の主要施策を示すものです。

前期5年及び後期5年に分けられ、本計画（後期基本計画）の目標年次は、平成22年度とします。

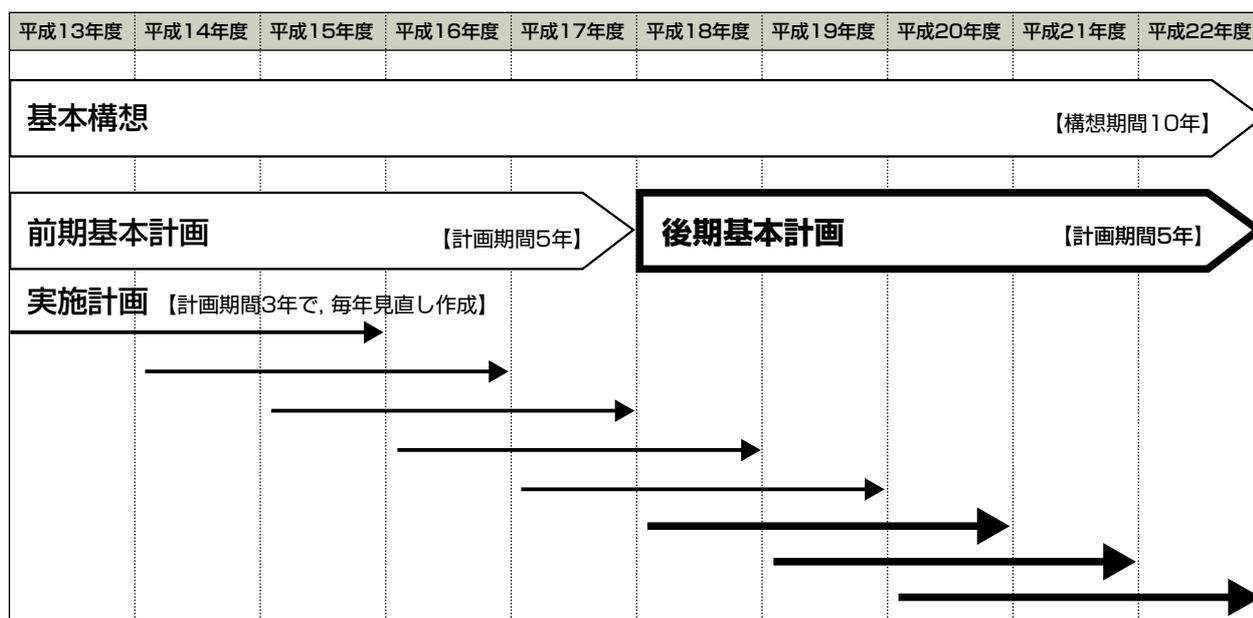
(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を、3ヵ年の実施計画として明らかにするものです。

ローリング方式*1により毎年必要な調整を行い、逐次後年度に繰り入れます。

第2節 計画の期間

後期基本計画の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。



*1 ローリング方式

現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業を見直し部分的な修正を毎年転がすように定期的に行っていく手法のこと。



第3章

後期基本計画の基本的な考え方

第1節 計画策定にあたっての基本姿勢

後期基本計画は、以下の5点を基本姿勢として策定しています。

1 ハードからソフトへの政策転換

時代のニーズを的確に捉え、これまで築いてきた都市づくりのストックを生かし、市民生活に関わる施策を進め、市民がいきいきと誇りを持って暮らせる都市を目指します。

2 わかりやすい計画の策定

施策の目指すべき姿を明示するとともに、その実現に向けて特に力を入れて取り組む事業について、目標を明確化します。

3 市民に支持される計画

本計画が、真に市民のための計画となるよう、特に広聴活動に力を入れ市民のあらゆる層の意見を聞くことに努め、真に市民が求める施策を厳選します。

4 自立する都市の実現

社会経済情勢の悪化や国の三位一体の改革等により、行財政状況が厳しさを増していますが、当面は合併しないことを選択した本市が、自立した都市として歩んでいくための指標となる計画を策定します。

5 市民と行政との信頼関係がつくる協働

積極的に情報公開を推進し、市民との信頼関係を築き、自発的な行政参画を促し、共に問題を解決し、事業を計画・推進していきます。

第2節— 新たな市政運営の方向性

社会経済の発展にともない、市民の価値観や生活様式が多様化し、暮らしやまちづくりに対するニーズは多岐にわたっています。しかしながら、政治や行政だけではこれらの実現は難しくなっており、さまざまな地域課題の解決のためには、市民が主体的に取り組みを進めていくことが必要です。

そのため、本計画の策定にあたっては、市民5,000人アンケートや各種懇談会の実施等により、より多くの市民の意見を聞くことに努めています。

また、本計画の策定にあたって設置された「市民まちづくり委員会」において、「市民参加型社会の創造」が実現可能となるシステムをつくるための基本的事項が検討され、「市民が主体的にまちづくりに参加できるような環境整備を行う」とする本市のまちづくりについての提言がなされました。

これらの市民の意見を踏まえながら、基本構想の基本姿勢として掲げられている『「自主・自助」の都市づくり』を目指し、

**市民をまちづくりのパートナーとして位置付け、
まちづくりを市民と協働して進めるための体制づくりを行うとともに、
市民の自主的な活動を促進する**

ことにより、市民のまちづくりへの参加意識の高揚を図り、特色ある魅力的なまちづくりを進めていきます。



第3節 基本計画の構成

5つの基本姿勢に基づき、「第3部 基本計画」について、だれもがわかりやすい計画とするため、以下のような構成で策定しています。

① ページ構成

1つの施策につき見開き2ページの構成としています。

② 施策名

前期計画と同様に施策の取り組みの方向性を示すとともに、施策名を明記し施策分野を明確にしています。

③ 担当部署及び関連部署

その施策を担当するセクションを明確に示しています。

担当部署＝主担当：その施策についての主となる担当であり、市民の窓口となるセクションです。
 関連部署＝副担当：その施策についての副となる担当、またはその一部のみを担当するセクションです。

④ 現況と課題

箇条書きとし読みやすさを確保しました。また、その記号部分を現況と課題により区別しています。

○…現況 ●…課題

⑤ 基本方向

施策が目指す姿（目標）を示すとともに、それを実現するための取り組みの体系を示しています。

⑥ 施策

取り組みの体系ごとに、その内容、場所、主な取り組み、主体、実施時期を示しています。なお、実施時期については、以下を目安に区分しています。

短期＝計画の前半（平成20年度を目安）に取り組みを実践・完了させるもの
 中期＝本計画の期間中（平成22年度まで）に取り組みに着手、または完了させるもの
 継続＝前期計画より引き続いて取り組んでいくもの

⑦ 主要事業

施策の中でも特に力を入れる取り組み、事業を位置付けています。

その事業ごとに、内容、手法等、場所、実施時期、主体を示すとともに、計画の進捗状況を把握するため、計画完了時点（平成22年度）、または事業の完了時点における目標を定めています。

